コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）	三〇年
れんが造のもの（前掲のものを除く。）	五〇年
石造のもの（前掲のものを除く。）	五〇年
土造のもの（前掲のものを除く。）	四〇年
金属造のもの（前掲のものを除く。）	二五年
合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	一〇年
船舶	
船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船	
油そう船	
総トン数が二千トン以上のもの	一三年
総トン数が二千トン未満のもの	一一年
薬品そう船	一〇年
総トン数が二千トン以上のもの	一五年
総トン数が二千トン未満のもの	一〇年
しゅんせつ船及び砂利採取船	一一年
カーフェリー	一四年
その他のもの	
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船	
その他のもの	一〇年
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）	九年

船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船	七年
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける水中翼船及びホバークラフト	八年
その他のもの	
鋼船	
しゅんせつ船及び砂利採取船	七年
ひき船	一〇年
その他のもの	一二年
その他のもの	八年
木船	五年
その他のもの	
車両及び運搬具	
鉄道用又は軌道用車両（架空索道用搬器を含む。）	
電気又は蒸気機関車	一八年
電車	一三年
内燃動車（制御車及び附随車を含む。）	一一年
貨車	
高圧ボンベ車及び高圧タンク車	一〇年
薬品タンク車及び冷凍車	一二年
その他のタンク車及び特殊構造車	一五年
その他のもの	二〇年
線路建設保守用工作車	一〇年
鋼索鉄道用車両	一五年
無軌条電車	八年
その他のもの	二〇年
タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゅう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの	三年
小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	四年
その他のもの	
自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）	
小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	三年
特殊自動車（自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を除く。）	三年
運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）	四年